

1 計画策定に当たっての視点等

「住民目線」と「基礎自治体の立場」

(1) 役割分担の適正化

- ・ 重複型から分担型への転換

(2) 基礎自治体の行財政基盤の強化（地方分権改革の推進）

- ① 基礎自治体優先の原則、近接性・補完性の原理
- ② 事務権限の自由度の拡大、事務権限、財源及び人員の移譲

(3) 住民自治の充実

2 分権型社会における国と地方のあり方

(1) 国、九州府及び基礎自治体の役割分担が明確化され、各々が企画立案から管理執行までを一貫して行う主体として、対等・協力の関係にある。

(2) 基礎自治体の行財政基盤が充実している。

(3) 基礎自治体では、住民自治が充実し、行政の政策形成過程に住民が参画することで、住民ニーズや地域特性を生かした施策が展開されるとともに、地域力が高まり、地域コミュニティ等との協働、連携により、それぞれの地域が特色を持った多様な都市形態となっている。

※ 現行の市町村制度のように人口規模で権限が配分されるのではなく、住民生活に直結するすべての事務事業を自己完結的に担う必要がある。なお、指定都市等の大都市は、行政需要に応じた権限が執行できる仕組みが必要と考えられる。

3 九州府実現までの工程

(1) 市町村の行財政基盤の強化

① 県から市町村への計画的な権限移譲

- ・ 新たな広域圏の形成による権限の受け皿づくり

※ 従来の広域行政圏の活用や、県の地方事務所等の市町村エリアを考慮した広域連合等による新たな圏域を形成し、基礎自治体間連携が機能するシステムを確立する。

② 県による支援

(2) 九州広域連合の設置

- ・ 国から九州広域連合への権限移譲

4 (仮称)九州府推進機構

(1) (仮称)九州府推進機構の設置に向けた取り組みのほか、県から市町村への権限移譲に伴う各県における仕組みづくりを検討するために、九州市長会に(仮称)九州府推進機構準備検討委員会を設置する。

(2) (仮称)九州府推進機構の構成員は、県知事、市町村長、地域自治組織等の代表、経済団体の役員及び学識者等とし、国からの権限移譲に係る協議には、国に参加を要請する。

(3) (仮称)九州府推進機構の役割

- ① 県から市町村、国から九州広域連合への権限移譲の推進
- ② 道州制特区推進法改正の要請
 - ・ 九州広域連合を対象に追加等
- ③ 住民PRの推進

5 国、九州府及び基礎自治体の役割分担

(1) 国、九州府及び基礎自治体の役割

国と地方の役割を法律で規定、九州府と基礎自治体の役割をそれぞれの条例で規定

地方	基礎自治体	
	・ 住民及び地域に身近な事務	内政に関する事務
九州府	・ 圏域を単位とした社会資本整備 ・ 広域性、専門性及び技術性を必要とする事務 ※ 基礎自治体で実施することが困難なもの	
国	・ 国際社会における国家の存立に関わるもの ・ 全国的に統一されるべき基本的事項 ・ 高度な科学技術や希少な資源等に関するもの ・ 国の行政組織の内部的管理に関するもの ※ 地方で実施することが困難なもの	外交・防衛等の事務

(2) 基礎自治体の類型（事務執行の特徴による区分）

類型	特徴
① 大都市型	・ 現行の指定都市等、自己完結度が極めて高く、単独で事務の執行ができる行政能力を確保する ・ 基礎自治体間の連携や広域圏間の連携における中心的な役割を担う
② 中核都市型	・ 単独で事務の執行ができる行政能力を確保する ・ 基礎自治体間の連携における中心的な役割を担う
③ 連携都市型	単独で処理できない事務は、基礎自治体間の連携により行政能力を確保する
④ 補完都市型	単独、あるいは基礎自治体間の連携でも処理できない事務は、九州府の補完により行政能力を確保する

※ ①の場合、九州府と大都市が実施する施策を調整する仕組みなど大都市に係る制度の構築を検討する必要がある。

(3) 住民自治の充実

- ・ 住民自治の充実、地域コミュニティ等との協働、連携の推進、地域力の向上
- ・ 各市の住民自治の充実に向けた取り組み

6 九州府における税財政制度

- ・ 国、九州府及び基礎自治体の役割分担に応じた配分
- ・ 課税自主権の強化

7 沖縄県との関係

沖縄県では、様々な団体において道州制に関する研究や提言がなされており、単独州が望ましいとの考え方が大勢を占めているが、(仮称)九州府推進機構準備検討委員会に各都市の参加を求め、その関係については継続して議論を深めていく。